

第 1 章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

(1) プラン策定の趣旨

本市では、平成17年度から平成26年度までの10年間に子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、旭川市次世代育成支援行動計画前期計画及び後期計画（以下「次世代前期計画」及び「次世代後期計画」という。）を策定し、「子どもを安心して生み、育てることができるまち」、「子どもが生き生きと、たくましく育つまち」、「子ども、家庭、地域がともに育っていくまち」の実現を目標として、各種施策の着実な推進に努めています。

その結果、次世代後期計画の基本施策ごとに設定している指標の達成状況からも、子育てに関して不安を感じる保護者の割合が低下するなど、本市の子育て環境の充実が着実に図られてきています。

しかしながら、認可保育所や留守家庭児童会の待機児童の解消や、子育てに関する経済的支援の充実など引き続き推進すべき課題が多数残されているとともに、地域住民や企業等が関わりながら、地域において安定的に子育てや子どもの育ちを支えるための仕組みづくりなど、より具体的に取り組むべき課題があります。

そのため、これらの課題の解決に向けて、計画的、効果的に取り組む指針として、平成27年度から平成31年度までを期間とする旭川市子ども・子育てプラン（以下「プラン」という。）を策定するものです。

(2) プランにおける取組の方向性

プランにおいては、次世代前期計画及び次世代後期計画の基本理念や目標をそのまま受け継ぎつつ、これまでの取組の総括等を踏まえ、喫緊の課題への対応とともに、将来を見据え、地域において安定的に子育てや子どもの育ちを支えるための仕組みづくりに関する施策等を推進します。

特に、将来を見据えた仕組みづくりについては、旭川市子ども条例の目的である子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現に必要なことであり、地域において、市民が、様々な形で、子育て中の保護者や子どもに対する関わりを持ち、深めることにより、プランの目標実現に向けて取り組みます。

(3) 本プランの位置付け

本プランは、旭川市子ども条例第14条に基づき、本市が今後進めていく子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものであり、併せて、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画等の位置付けを含むものとします。

根拠法令等	プランとの関係
子ども・子育て支援法第61条 「市町村子ども・子育て支援事業計画」	・プラン全体 ・第4章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」のみ義務付け
次世代育成支援対策推進法第8条 「市町村行動計画」	・プラン全体
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条 「自立促進計画」	・プラン全体 ・特に、第3章「プランの内容」の基本施策1-5「ひとり親家庭への支援」に具体的な取組を記載
国通知(平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知) 「母子保健計画」	・プラン全体 ・特に、第3章「プランの内容」の基本施策1-1「妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援」に具体的な取組を記載

(4) 本市の関連する計画

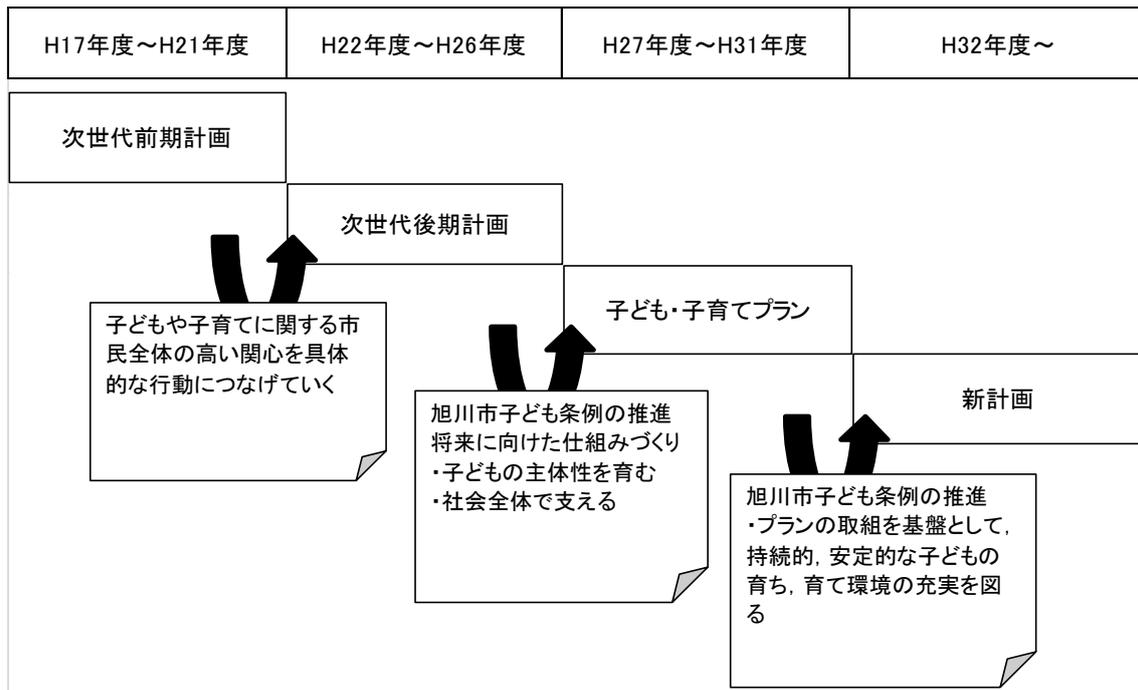
第7次旭川市総合計画のほか、関連する計画との整合性等を図りながら、プランを推進します。

関連計画		プランとの関係
計画名	計画期間	
第7次旭川市総合計画	平成18～27年度	第3章「プランの内容」
あさひかわ男女共同参画基本計画	平成23～32年度	第3章「プランの内容」
第2次旭川市スポーツ振興計画	平成23～32年度	基本施策3-1「子どもの主体性を育む」
第3期旭川市地域福祉計画	平成26～30年度	基本施策4-1「子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進」
第4期旭川市障害福祉計画	平成27～29年度	基本施策2-3「援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進」
第2次健康日本21旭川計画	平成25～34年度	基本施策2-1「社会的自立に向けた教育環境等の充実」
第2次旭川市食育推進計画	平成24～28年度	基本施策2-1「社会的自立に向けた教育環境等の充実」
旭川市学校教育基本計画	平成23～30年度	基本施策2-1「社会的自立に向けた教育環境等の充実」
旭川市社会教育基本計画	平成21～27年度	基本施策1-2「子育てに関する多様な不安を和らげるための支援」
第3次旭川市子ども読書活動推進計画	平成27～ 概ね5年間	基本施策3-1「子どもの主体性を育む」

(5) プランの期間等

プランは、次世代前期計画及び次世代後期計画に続くものとして、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を計画期間とします。

また、本プランは、これまでの取組の効果等を踏まえて、将来に向けた仕組みづくりを重視しており、その取組を基盤として、持続的、安定的な子どもの育ち、子育て環境の充実を図るため、平成31年度において、次の計画を策定します。



(6) 少子化対策の視点

本市は、全国平均よりも少子高齢化の進行の度合いが早く、将来にわたり、まちの活力を維持し向上するためにも、少子化傾向に歯止めを掛けていくことが必要です。効果的に取り組んでいくためには、子育て支援のほか、雇用環境の安定に向けた取組や男女共同参画社会の実現など、全庁的に関連施策を推進していくことが必要であり、プランにおいては、市民全体の関わりの中で子どもの育ち環境や子育て支援環境の充実を図ることにより、少子化対策にも資するよう取り組みます。

2 プランに反映すべき主な課題

プランの策定に当たり、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果や関連事業の実施状況等を踏まえ、基本施策ごとに施策を推進する上での課題と解決に向けた取組の方向性について整理を行っています。

それらのうち、特に以下の事項についてプランの内容に反映し、施策の効果的な推進を図ります。

(1) 喫緊の課題への対応

ア 相談・情報提供体制の充実

子育てに関する保護者の不安や悩みに対して、深刻化する前に必要な支援につなげたり軽減することは、児童虐待防止のためにも重要な取組である。

そのため、関係部局が連携し、多様な相談を聴取し速やかに必要な支援を提供するとともに、子どもの将来を見据えた助言等を行う体制整備が必要である。

イ 子育てに関する経済的支援の充実

本市における市民一人当たりの所得は全国平均よりも低い状況であり、子育てに関する経済的な負担は、依然として大きいものがある。

そのため、子どもの成長段階に応じて、保育や教育、医療等の各分野において、関連する取組の充実が必要である。

ウ 仕事と子育ての両立支援

女性の各年齢層において労働力率が上昇しており、また、ひとり親家庭の経済的基盤の安定のためにも、仕事と子育ての両立支援は重要な取組である。

次世代後期計画において、認可保育所及び留守家庭児童会の整備に取り組んでいるが、待機児童が生じており、さらに潜在的な需要も存在している。

その一方、就学前の教育及び保育施設の総定員数は、少子化傾向が継続するという前提の中では、潜在的な需要にも対応できる見込みであることから、現行の各種施設を活用し、子育て中の保護者の希望する利用形態に応じた供給体制への組み換えを進めることが必要である。

エ ひとり親家庭への支援の充実

次世代後期計画の関連施策（ひとり親家庭等に対する支援）において設定した各指標について、いずれも未達成であり、特に、母子家庭においては、アンケート調査の結果では、二人親家庭に比べて不安を感じている項目が、前回調査時（平成20年度）よりも増加している。

そのため、父子家庭及び母子家庭について、その特性に応じた相談支援や経済的支援、仕事と子育ての両立支援に取り組むなど、子育て支援施策全般にわたっての取組の充実が必要である。

オ 発達支援を要する子どもの育成支援

発達障害等の支援を要する子どもが増加しており、特に、就学前児童については、保護者の受容が図られていない状況があるほか、療育の主な受け皿を担っている行政機関の対応能力に限界が生じつつある。

そのため、民間事業者と連携し、子どもの心身の状況や保護者の認識の状況に応じた多様で質の高い受け皿づくりを進めることが必要である。

(2) 子どもの主体性を育む

次世代後期計画において、基本的な視点として、「親育ちという視点」を設定し、各施策を推進するに当たって、子どもは次代の親となることを意識しながら個別事業を実施することとしている。

しかしながら、個別の取組を見ると、小学生に対する命の大切さの意識を育む取組などにとどまっており、旭川市子ども条例を推進するためにも、子どもが成長し、親として、あるいは、社会の一員として生きていくための取組の重要性を明確にし、総合的に推進することが必要である。

(3) 将来を見据えた仕組みづくり

ア 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

次世代後期計画において、基本施策を設定し、地域活動の支援、拠点機能の整備、地域活動の担い手の育成を主要事業として関連する取組を進めている。

これらの取組は、子育て環境の充実に効果的な取組であるが、旭川市子ども条例を推進するためには、行政によるきっかけづくりから、地域住民自らが子育て中の保護者や子どもとの関わりを深め、地域で支えていくための仕組みづくりが必要である。

イ 安定的な子育て支援体制の構築

就学前教育及び保育について、既に民間事業者が主要な担い手となっており、今後も、子育て支援や障害児支援等広範な分野において、民間事業者の係わりにより多様なニーズに対応していくことが必要である。

そのため、発達支援を要する子どもの育成支援や放課後児童対策等、各施策において、安定的に、多様なニーズやニーズ量の拡大に対応できる取組について検討を進める。